

「日向市津波防災地域づくり推進計画（素案）」に関するパブリック
コメントの実施結果と市としての考え方について

平成28年6月6日
日向市長 十屋 幸平

「日向市津波防災地域づくり推進計画」の策定にあたり、広く一般の意見・情報を募集しました。

ここに、その結果と提出されたご意見に対する市の考え方を下記のとおり、お知らせします。

皆様方のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも市政の推進にご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1. 募集期間 平成28年4月20日（水）から平成28年5月19日（木）
まで
2. 公表場所 日向市役所総務部防災推進課
出先機関 東郷総合支所、細島支所、岩脇支所、美々津支所
日向市ホームページ
3. ご意見数
1件
4. ご意見及びご意見に対する市の考え方と素案の修正箇所
別紙のとおり

ご意見

このたびの熊本地震の復旧作業をみても、万一の災害時の地元建設業の活用は不可欠であることが再認識されました。当地日向市においては、活断層による直下型地震による被害は想定しにくいですが、南海トラフ地震に伴う津波災害の被災の可能性は大きいと言われていています。一方、日向市内（旧日向市内）における建設会社の事務所所在地は浸水想定区域内にほとんどが入っています。背景には標高の高いエリアはほとんどが都市計画法の調整区域にあり、事務所が建築不可となっていることがあります。コンパクトシティの考え方は確かに重要ですが、安心・安全な街づくりはさらに重要です。新市長のマニフェストにもありますので、緩和措置の検討をお願いいたします。

ご意見に対する考え方

本市の津波防災地域づくりにおける土地利用に関する基本的な考え方は、これまでのコンパクトシティの取り組みによるまちづくりの効果、また人口減少や財政状況、地域特性や現状を踏まえ、現在の都市構造をベースに現行の土地利用を維持していくことを基本とし、その中で、浸水想定区域内の避難の迅速化や特定避難困難地域の解消等を図っていくこととしております。

したがって、現状では都市計画区域内の建築及び開発行為につきましては、現行の都市計画法や建築基準法など、法令に基づく土地利用規制を運用し、関係機関との協議や計画を個別に進めていきたいと考えております。

素案の修正箇所

P 4 8 「第4章地震・津波災害に強いまちづくりの基本方針 4. 3 土地利用及び警戒避難体制の整備 4. 3. 1 土地利用に関する方針 (2) 土地利用の基本的考え方 4) 限定的な土地利用の見直し」について、浸水想定区域内に限らないものとするため、「浸水想定区域内において」という項目を削除いたします。